

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年10月5日 19時45分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼西方沖 喜屋武埼灯台から真方位259°14.2海里付近 （概位 北緯26°01.9′ 東経127°24.7′）
インシデントの概要	漁船第38みこ丸は、航行中、燃料が不足して主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年10月6日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第38みこ丸、12トン ON2-1341（漁船登録番号）、個人所有及び株式会社 TEAM EIWAN 第295-37129号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、容量約6klの燃料タンクに約1.2klの燃料を搭載して漁港を出港し、漁場での操業を終えて漁港に向けて帰航中、出港から約52時間航行したところ、主機が停止した。 船長は、燃料タンクの燃料がなくなっていることを認め、予備の燃料油を搭載していなかったため、VHF無線電話で海上保安庁に救助を要請し、本船は巡視艇により最寄りの漁港にえい航された。 船長は、本インシデント時、中古で購入した本船を操船するのが初めてであり、出港前に燃料タンクに約1.2klの燃料が入っているのを確認した際、過去に別の船舶で同様の残量で同様の距離を航行した経験があったので、目的地までの往復航行に支障はないと思い、航行予定距離及び燃費を知らずに出港した。
分析	本船は、船長が、本船を初めて操船する際、燃料が約1.2klあれば目的地までの航行に支障はないと思い、航行予定距離及び燃費を知らずに航行したことから、燃料が不足して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が本船を初めて操船する際、燃料が約1.2klあれば目的地までの航行に支障はないと思い、航行予定距離

	<p>及び燃費を知らずに航行したことから、燃料が不足して本船の主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、出航前に、燃料タンクを満タンにしたり、予備の燃料を搭載したりしておくなど、航行予定距離に対して十分な燃料を搭載すること。</li> <li>・ 船長は、船舶を購入後、初回の航行時に搭載している燃料が不足することのないよう、燃費を計測しながら航行すること。</li> </ul>